

令和7年度関西圏若手社会人Uターン促進事業企画提案募集要領

1 趣旨

UIJターン就職希望者の支援は、松山市に「ふるさと愛媛Uターンセンター」、首都圏や関西圏に県外窓口を設置し、情報発信や職業相談・マッチング等に取り組んでいるものの、人口減少に歯止めをかけるためにはとりわけ、若者のUターン就職者の増加に向けた取り組みを強化していく必要がある。

このため、本事業では、関西圏で働く本県出身の若者に対して、都市部での仕事や生活に疲れるなど、Uターンの可能性が高まる時期を狙い、つながりづくりを行うなどUターン潜在層の掘り起こしを行うとともに、「ひめボス認証企業」をはじめとする県関係企業の求人情報等をプラットフォームに集約化したうえでプッシュ配信し、Uターン就職につなげていきたいと考えている。

業務の実施に当たっては、専門的知識を有する民間事業者による業務委託するため、広く企画提案を募集し委託先の候補者を選定する。

2 業務の概要

(1) 事業名

令和7年度関西圏若手社会人Uターン促進事業委託業務

(2) 実施期間

契約締結日～令和8年3月31日

(3) 業務の内容

別紙「業務仕様書」のとおり

(4) 委託料の上限額

金9,300,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 企画提案の応募資格・条件

本企画提案に参加しようとする者は、以下の資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 愛媛県知事の審査を受け、令和5・6・7年度における製造の請負等に係る競争入札参加資格者名簿へ登録されている又は契約の締結までに登録を得る見込みの者であること。
- (2) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条に基づく有料職業紹介事業または同法第33条に基づく無料職業紹介事業の許可を受けた者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札参加者の資格）のいずれにも該当しない者であること。
- (4) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。

4 スケジュール（予定）

本募集等に係るスケジュールは次のとおり。

なお、下記スケジュールを変更する場合には、参加表明者に対して連絡を行う。

内 容	日 付	対応様式
参加表明書及び質問書提出期限	4月25日（金）	様式1, 3
企画提案書提出期限	5月13日（火）	様式4
契約候補者決定	5月28日（水）	—

※受付時間は9:00～17:00（月曜日から金曜日、祝日を除く）

※企画提案書のプレゼンテーションは、提出から契約候補者決定までの間において、必要に応じて実施する

5 応募書類等

（1）参加表明書の提出

提出期限 令和7年4月25日（金）17時まで

① 参加表明書（様式1）

② 付属書類 各1部

- ・会社等の概要（様式任意 既存のパンフレット等可）
- ・有料職業紹介事業許可証又は無料職業紹介事業許可証の写し

※参加を取り下げる場合は、5月2日（金）までに参加辞退届（様式2）を提出すること。

（2）質問書の提出

提出期限 令和7年4月25日（金）17時まで

① 質問書（様式3）

- ・様式を用いて電子メールにより提出すること。
- ・件名は、「プロポーザル質問（関西圏若手社会人Uターン促進事業）」とすること。
- ・電話や口頭、受付期間外の質問は一切受け付けない。
- ・回答は、質疑応答集を参加表明書の提出者全員に電子メールで送信する。ただし、質問等が具体的な提案内容に密接に関わるものは、当該質問者にのみ回答する。

（3）企画提案書の提出

提出期限 令和7年5月13日（火）17時まで

① 企画提案書（様式任意） 4部（うち正本1部）、電子データ（PDF形式）

- ・企画書はA4判片面印刷により提出すること。
- ・提案書の表紙には、以下の内容を記載すること。
 - 宛名：愛媛県大阪事務所長
 - タイトル：令和7年度関西圏若手社会人Uターン促進事業委託業務企画提案書
 - 提出年月日 ○会社名
- ・本業務の具体的な実施内容について、業務仕様書に基づき、下表の提案依頼事項等を盛り込んだ企画提案書を提出すること。なお、提案のイメージが理解しやすいように、イラスト、絵、写真等を使用しても構わない。
- ・企画提案に際しては、委託金額に影響を与えない範囲の内容で行うこと。

項 目	提 案 依 頼 事 項
企画概要	・企画提案する業務の概要、作業工程について記載のこと。 ・本業務に係るPDCAサイクルロジックを提示のこと。
実施体制	・プラットフォーム構築や各種相談に係る処理体制、再委託の有無、緊急時の連絡体制など、具体的な実施体制を記載のこと。
各業務の事業概要	・事業概要については、仕様書の要件に対する充足状況に加え、創意工夫を凝らした点が明確となるよう留意し、記載のこと。 ・同種のプラットフォームの構築実績がある場合は、可能な限りその運用状況（システムの機能や構築費用、成果など）を記載のこと。
進行管理	・全体スケジュール及び進行管理について記載のこと。 ・なお、本業務の進捗報告についても予定すること。
次年度以降の見込み	・提案内容は次年度以降の内容も含めて記載のこと ・職業相談予約やマッチングにおけるチャットボットやAI活用 ※本事業は各年度の予算成立を前提として、令和9年度まで同額を確保する予定

② 費用見積書（様式任意）

- ・見積りに係る積算内訳を記載すること。

③ 事業の統括責任者・従事予定者一覧表（様式4）

- ・本事業にあたって十分な経験を有する者を統括責任者とする。
- ・参考となる履歴、資格等がある場合はその旨を記載すること。
- ・提出後の統括責任者等の変更は、愛媛県がやむ得ない事情があると認める場合を除きできないものとする。

（4）提出方法

- ・電子メールにより提出すること。なお、（3）①の企画提案書については、持参又は郵送により印刷物も提出すること。（締切日必着）

（5）提出先

〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-9-1 肥後橋センタービル1階
愛媛県大阪事務所（メール：oosaka-jimu@pref.ehime.lg.jp）

（6）公正な企画提案審査の確保

- ・参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- ・参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- ・参加者は、業務予定者の選定前に、他の参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- ・参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案審査を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案審査に参加させず、又は企画提案審査の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（7）留意事項

- ・応募申込に要する費用は、応募者の負担とする。
- ・提出された書類は返却しない。書類の二次利用は行わない。
- ・企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、愛媛県から書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加書類の提出を求めることがある。
- ・提案内容に含まれる特許権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。
- ・書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- ・経費の積算にあたっては、地域の水準等を踏まえ適正な価格で積算すること。

6 委託先の選定

(1) 選定方法等

- ・審査会を設置し、(2)の審査基準に基づく総合的な評価により書面審査を行い、最低基準を満たし、かつ最も優れた提案を行った者を契約候補者として選定する。
- ・また、企画提案のポイントや効果などを参加者から説明を受ける必要があると判断した場合はプレゼンテーションの場を設ける。(この場合は、速やかに電子メールにより参加者に通知する)

(2) 審査基準

- ・次に掲げる項目を総合的に評価して行う。

評価項目	評価の着眼点
実施体制	・実施体制は妥当であり、業務執行に必要な人員が確保されているか。
事業のスケジュール	・実行可能なスケジュールになっているか。
就職支援プラットフォーム	・プラットフォームに搭載されるコンテンツは事業目的を達成するために十分であるか。 ・チャットボットやAIなどの最新のデジタル技術を活用し、最適な就職先とのマッチングにつなげることが期待できるか。 ・機密性を有する情報の取扱いが妥当か。
相談員による職業相談・マッチング	・相談員の人選、相談体制は適切なものになっているか。 ・利用者の利便性向上に資する工夫がされているか。 ・関係機関との連携について効果的な工夫がされているか。
活動実績、ノウハウ	・就職支援の実績やノウハウはあるか。 ・同種のプラットフォームの運用実績や目的の達成状況はどうか。
広報活動	・潜在的なUターン就職希望者の掘り起しやプラットフォームの利用者を増やすための工夫はあるか。 ・SNS上でのプッシュ通知は十分な回数実施される見込みか。
事業経費	・事業内容に対して経費が妥当であるか。

(3) 審査結果

- ・審査対象となった提案の応募者に対し、審査結果を書面で通知する。
- ・審査内容については公表しない。審査結果についての異議申立ても認めない。

7 欠格事項

応募者が次のいずれかの要件に該当する場合は、失格とする。

- ・民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- ・審査等に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ・本募集要領に違反又は著しく逸脱した場合
- ・同一の応募者が二つ以上の提案書を提出した場合
- ・発表済の内容と酷似した提案を行った場合
- ・その他不正な行為があった場合

8 委託契約

(1) 契約の締結

契約は、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と提案内容に沿って内容を協議・調整し、県と契約候補者の双方が合意に至った場合に、契約候補者から見積書を徴し、県が定めた予定価格の範囲内で、委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、書類審査において次点となったものを最優秀提案者とした上で、同様に対応する。

(2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）の規定に準じることとする。

9 問い合わせ先

愛媛県大阪事務所

〒550-0002 大阪市西区江戸堀 1-9-1 肥後橋センタービル 1F

TEL : 06-6441-2829 e-mail : oosaka-jimu@pref.ehime.lg.jp